

物価高騰対策 施設園芸農家支援事業補助金

エネルギー等、物価高騰により影響を受けた施設園芸農家を支援します

- ・対象となる経費は令和4年11月から令和5年3月までに納品されたA重油または灯油
- ・対象経費の購入量に20円/Lを乗じた額を補助します

申請受付期間 令和6年3月8日（金）まで

窓口が混み合うことが予想されるため、申請の前に予約をお願いします。

詳しくは下記をご覧ください。

◆対象者

次の①～④すべてに該当する個人または法人

- ① 町内に園芸用施設※を有していること
※ガラスやプラスチックまたはビニールハウス（作業所、納屋等は対象外）
- ② 園芸用施設で農産物（野菜・花きなど）を栽培し、園芸用施設の加温設備等の燃料として、A重油または灯油を使用していること
- ③ 令和4年以降の1年間における農産物販売金額が50万円以上であること
- ④ 町税（国民健康保険税含む）を滞納していないこと

◆対象経費

令和4年11月1日から令和5年3月31日までに納品されたA重油または灯油

◆補助金額

対象経費の購入量に補助単価を乗じた額（100円未満切捨て）

◆補助単価

A重油、灯油ともに20円/リットル

◆必要書類

燃料の納品日、購入量、金額及び支払日を確認できる書類など

詳しくは裏面をご覧ください



【個人・法人共通】

交付申請書兼請求書（同意書） 原本

※様式は町ホームページ、町産業振興課、東部営農経済センター吉見営業所、直売所にあります。

通帳の写し（法人は法人名義、個人は申請者名義）

燃料の納品日、購入量、金額及び支払日を確認できる書類の写し

【個人】

本人確認書類（免許証、マイナンバーカードの写し等）

（農産物販売金額確認書類）

白色申告の場合：令和4年分の収支内訳書の写し

青色申告の場合：令和4年分の所得税青色申告決算書（農業所得用）の写し

【法人】

直近の事業年度分の法人概況説明書の写し

（個人農家の法人成り以外の法人の場合は、農産物販売金額がわかる伝票など）

◆ 申請方法

窓口申請（2月13日（火）から）

※窓口の混雑が予想されるため申請には事前予約をお願いします

◆ 提出先

吉見町役場産業振興課（2階8番窓口）

◆ 申請期限

令和6年3月8日（金）

Q&A よくある質問

Q1 吉見町に住んでいるが、他市町村で施設園芸を営んでいる場合も対象となるか

・対象外となります。町内に園芸用施設を有している場合のみが対象です。

Q2 燃料の納品日、購入量、金額、支払日の確認できる書類とは

- ・例：納品書の写し＋引落口座の支払いがわかる箇所の写しなど、複数の書類を組み合わせで申請してください。
- ・燃料の購入先から、4項目を確認できる書類を発行してもらうなど。
- ・農家個人で作成した収支台帳、家計簿、納品台帳等は認められません。

Q3 加温等設備とは

- ・ハウス用暖房のほか、補助対象の燃料を使用する炭酸ガス発生機など施設園芸に必要な設備です。トラクター等の農業用機械、穀物用の乾燥調製設備などに使用する燃料などは対象外です。

※その他のよくある質問は町ホームページに掲載予定です。

【問合せ／事前予約電話番号】

吉見町産業振興課 農政係

（直通）0493-63-5015